

| | |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 10年(平成39年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平成34年3月31日まで) |

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長

警察庁丁規発第71号、丁交指発第76号
平成28年7月15日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通指導課長

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）等の施行に当たり、改正法等の趣旨、内容及び留意事項について「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について」（平成28年7月15日付け警察庁丙交企発第89号、丙交指発第16号、丙規発第27号、丙運発第16号。以下「局長通達」という。）をもって通達されたところであるが、改正法等の施行に伴い交通規制関係事務等の運用上留意すべき事項については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 道路標識・道路標示の交換・変更に係る運用（局長通達第2の3(5)関係）

(1) 標識標示令の改正趣旨

自動車の種類に係る通行禁止、車両通行区分等に関する規制は、当該種類の自動車が道路を通行することにより発生する騒音・振動等の交通公害や危険等を防止することを目的として行われているものであり、改正法の施行に伴う自動車の区分の見直しを理由として従前と実質的に異なる規制を実施する必要性は認められないことから、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省省令第3号。以下「標識標示令」という。）の改正に当たっては、原則として現行の交通規制を実質的に維持し、準中型自動車に係る車両の種類の略称を新設するなどの所要の技術的改正のみを行うこととしたところである。

(2) 交換・変更が必要となる道路標識・道路標示

準中型自動車の新設に伴い、現行の「普通自動車」及び「中型自動車」の車両の範囲が縮小されることから、車両の種類に係る交通規制のうち「中型自動車」、「特定中型自動車以外の中型自動車」又は「普通自動車」を表示しているものについて、道路標識・道路標示の交換・変更の要否を検討すること。

(3) 道路標識・道路標示の交換・変更方法

道路標識・道路標示の交換・変更については、改正法の施行日（平成29年3月12日）に合わせて一斉に行うこと。

(4) 交換・変更以外に必要な対応

現行の交通規制を実質的に維持することとした場合、意思決定の変更を行う必要はないが、意思決定台帳等について技術的修正を施す必要があることから、既存の意思決定の内容に齟齬が生じることのないよう、意思決定台帳等の確認・整理を実施すること。

(5) その他

上記のとおり、現行の交通規制を実質的に維持することを原則とするが、必要に応じ、個別具体の交通実態を踏まえ、新たな自動車の区分（大型・中型・準中型・普通）に合わせて現行の交通規制の見直しを行うことについても検討すること。

なお、この場合においては、意思決定の変更を行うことが必要となる。

2 準中型自動車に区分されることとなる現行の普通自動車に係る高齢運転者等標章の取扱いについて

道路交通法（昭和35年法律第105号）第45条の2の規定に基づき、高齢運転者等が運転する普通自動車であって、高齢運転者等標章を掲示したもの（高齢運転者等標章自動車）については、停車・駐車の特例が認められているが、準中型自動車に区分されることとなる現行の普通自動車については、高齢運転者等が日常的に運転を行う実態は一般的に認められず、また、これらの自動車を運転することができるような技能を有する運転者をあえて支援する必要性は高くないと考えられたことから、これらの自動車は当該特例の対象とはしていない。

改正法の施行後においては、これらの自動車に係る高齢運転者等標章は使用することができなくなることから、高齢運転者等標章の被交付者に対して必要な広報を実施すること。

また、改正法の施行後におけるこれらの高齢運転者等標章の使用に係る取締りについては、指導及び広報啓発活動に重点を置く期間を設けること。

なお、改正法の施行日（平成29年3月12日）までにこれらの自動車に係る高齢運転者等標章の交付申請がなされた場合であっても従前の手続と変わるところはないが、その際においては、平成29年3月12日から使用することができなくなる旨を併せて教示すること。